

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童福祉法（以下「法」という。）２７条１項２号の規定による児童福祉司指導措置決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第１ 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第２ 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇児童相談所長（以下「処分庁」という。）が請求人及びその夫（以下「父」といい、請求人と併せて「請求人ら」という。）に対し、令和６年３月８日付けの指導措置決定通知書で通知した、指導の開始時期を同年２月２８日とする請求人らについての法２７条１項２号の規定による児童福祉司指導措置決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第３ 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であると主張する。

社会的に許容されている範囲を超えて叩いたことはなく、携帯電話のストラップを本児の首に巻き付けていない。

第４ 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法４５条２項により、棄却すべきである。

第５ 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
-------	------

令和 6 年 1 1 月 1 4 日	諮問
令和 6 年 1 2 月 1 8 日	審議（第 9 5 回第 3 部会）
令和 7 年 1 月 1 4 日	審議（第 9 6 回第 3 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 児童福祉司指導措置

ア 法 2 6 条 1 項は、児童相談所長は、法 2 5 条 1 項の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。以下同じ。）について、必要があると認めたときは、法 2 6 条 1 項各号のいずれかの措置を採らなければならないと規定し、法 2 7 条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること（1 号）を掲げる。

法 2 7 条 1 項は、都道府県は、法 2 6 条 1 項 1 号の規定による報告のあった児童について、法 2 7 条 1 項各号のいずれかの措置を採らなければならないと規定し、児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関等において、又は当該児童若しくはその保護者の住所等において、児童福祉司に指導させること（2 号）を掲げる。

イ 東京都においては、法 2 7 条 1 項の措置を採る知事の権限は、法 3 2 条 1 項及び児童福祉法施行細則（昭和 4 1 年東京都規則第 1 6 9 号）1 条 1 項 1 号により、児童相談所長に委任されている。

(2) 児童相談所運営指針

「児童相談所運営指針」（平成 2 年 3 月 5 日付児発第 1 3 3 号厚生省児童家庭局長通知）第 4 章・第 2 節・2・(1)・アは、児童福祉司指導は、複雑困難な家庭環境に起因する問題を有するこども等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対しこどもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により、継続的に行うとし、保護者の不適切な養育の自覚の有無にかかわらず、保護者の改

善に向けた姿勢があいまいである場合などにおいては、積極的に児童福祉司指導を行うこととしている。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、担当職員は、赤い痕が残るほど本児の首に紐が巻き付いていたことについての相談があつて以降、請求人家庭の生活状況の調査を継続的に行っていたが、その後も、祖母から、本児が請求人に首を絞められたとの情報提供があり、祖母及び本児に面接を実施した際、本児はこれまでに怖かったこととして、請求人から頬をつねられたこと、首に手をかけられたことを話したことが認められる。

また、請求人は、精神疾患を患い入院しており、父は、本児のことを祖母に任せているなど、請求人ら及び本児に対する援助には専門的な知識、技術を要することが認められる。

法26条1項1号による報告があつた児童については、法27条1項各号のいずれかの措置を採らなければならないとされるところ（1・(1)・ア）、このような状況において、処分庁が、請求人らについて、継続的に請求人ら及び本児の生活の経過把握を続け、本児が安心できる環境で生活できるかを家庭訪問や定期面接で確認していく必要があるとして、同項2号の規定に基づき、児童福祉司指導の措置を採ると決定したこと（本件処分）に、不合理な点は認められない。

したがって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり主張するが、本件処分は、上記2で述べたとおり、請求人家族の生活状況等を把握した上で法令等の定めに従って適正に行われたと認められるから、請求人の主張は採用することができない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令

解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

山田 攝子、青木 淳一、澄川 洋子